

金沢学生のまち市民交流館ピクチャーレール等の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢学生のまち市民交流館（以下「交流館」という。）のピクチャーレール及び会議室の床の間等（以下「ピクチャーレール等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ピクチャーレール等の使用の承認申請)

第2条 写真、ポスター、工芸品等の作品を展示するために、ピクチャーレール等の使用の承認を受けようとする者は、金沢学生のまち市民交流館ピクチャーレール等使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(承認の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ピクチャーレール等の使用を承認しないものとする。

- (1) その使用が交流館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 交流館の建物及び設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用期間)

第4条 ピクチャーレール等を引き続き使用することができる期間は2週間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間を超えて使用することができる。

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、ピクチャーレール等の使用を承認したときは、金沢学生のまち市民交流館ピクチャーレール等使用承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付する。

(使用上の注意及び義務)

第6条 ピクチャーレール等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ピクチャーレール等の使用について使用の承認の条件に基づく注意及び義務を怠ってはならない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちにピクチャーレール等を現状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用時間等)

第8条 使用者が使用の承認を受けた時間又は期間には、準備及び原状回復に要する時間又は期間を含むものとする。

(本市の免責)

第9条 本市は、この要領の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月29日から施行する。